

令和6年度募集

介護職員 初任者研修の 受講費用を 補助します！

研修を修了した後、富士宮市内の介護保険サービス事業所で、3か月以上働いている方が対象です。

条件の詳細については裏面をご覧ください。

補助金額

対象経費の半額
(上限5万円)

募集人数(先着順)

10人程度
(予算の範囲内で)

問合せ・申請先

裏面もご覧ください

富士宮市 保健福祉部 福祉企画課 指導係
〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
電話：0544-22-1114
mail:fukushi@city.fujinomiya.lg.jp
富士宮市HP：[トップ→市民の皆さんへ→健康・福祉（介護保険）
→お知らせ（介護職員初任者研修費補助制度）](#)



事業の目的

富士宮市では、介護事業所における介護従事者の増加と定着を図るため、介護職員初任者研修を修了し、一定期間以上、市内の介護事業所に雇用されている人に対し、研修に要した費用の一部を補助します。

介護職員初任者研修とは

介護に携わるまでの最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようになることを目的とする研修です。この初任者研修を修了すると、訪問介護員として働くことができるようになります。

補助の対象者

下記の全てに該当する人

- ① 介護職員初任者研修を修了している
- ② 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている
- ③ 研修を修了した日から1年以内である
- ④ 市内の同一の介護事業所に介護職員として研修修了日から3か月以上継続して直接雇用され、申請時においても雇用が継続している
- ⑤ 市税に滞納がない
- ⑥ 他の補助等を受けていない

補助金支払いまでの流れ

